

エネルギーを 見る眼

電力改革に欠かせない インバランス料金の見直し

●現制度がつくる人為的な規模の経済性



松村敏弘 東京大学社会科学研究所

1965年生まれ。88年東京大学経済学部卒。博士（経済学、東京大学）。大阪大学社会経済研究所助手、東京工業大学社会理工学研究科助教授を経て現職。専門は産業組織、公共経済

電力改革の詳細制度設計において、議論すべき問題は多いが、今回はインバランス料金精算だけを議論する。

（30分同時同量制度の問題）

従来のインバランス精算は、新規参入者が30分単位で自社顧客の需要量と自社調達供給量を合わせ、その乖離が3%を超えると罰則的な料金（供給不足の場合高額な料金を支払い、超過した場合にはただで一般電気事業者が引き取る）となる制度である。

この制度には問題がある。仮に需要家 a (b) が電気事業者 A (B) から購入しているとする。a が工場の事故で消費量が急減し、逆に b の消費量が増え、系統全体で消費量は変化していないとする。このインバランス制度は、B には発電量を増やし、あるいはデマンドレスポンスを使って需要を抑制する誘因を与え、A には逆の誘因を与える。系統安定化に役に立たないばかりか有害な調整を促しかねない。

現実に震災後この制度は東京電力管内で停止された。停止されなければ、東京電力の電源が大幅に失われ供給力が不足したのにもかかわらず、新電力が発電量を抑える事態にもなりかねなかった。この制度がいかに有害な制度だったかがわかるだろう。

さらに重要なのは、この制度が人為的な規模の経済性を生み出す点だ。不可避免的に起こる個々の顧客の消費量の

変動や電源トラブルも、それぞれの規模が大きければある程度均される。先の例なら a、b に同一事業者が供給していれば無意味な電源調整を避けられる。

日本の系統が見かけほどスマートでなく、送電事業者を除くと、低費用で迅速に需要情報が入手できないなら、各事業者が需要変動に対応して発電量を調整するのは難しく、ここで議論した無意味な調整は結果的に避けられるかもしれない。その場合、規模の小さな事業者には不可避免的に大きなインバランスが発生することになり、人為的な規模の経済性はさらに大きくなる。

（人為的規模の経済性の回避）

この人為的な規模の経済性は、余剰側と不足側のインバランス料金を同一にすれば避けられる。任意の2事業者が合併してもインバランス料金の総額は変わらなくなるという意味で、規模に関して中立的となり、不必要な参入障壁を取り除くことになる。

この料金体系ではインバランスを抑制するための供給力確保の誘因が過小になると主張する者がいる。確かに余剰と不足で価格差が大きい方が供給予備力を確保する誘因が強くなる。仮にそれぞれの地域で市場シェアに極端な差のない複数の事業者がいるとしよう。価格差によって予備力確保の誘因が増し、この値をコントロールすれば

系統全体に必要な予備力を適切に確保できるかもしれない。しかしこの誘因は規模にも依存する。変動がならされる市場シェアの大きな事業者は相対的に小さな予備力で対応できる。結果的に小規模事業者に不均等な予備力を強いることになり不公正である。

さらに小規模事業者が不均等に抱え込む小規模な予備力が系統全体で効率的に利用しにくい点を考えれば、非効率でもある。余剰と不足の値差で予備力確保の誘因を与えるのが公正で効率的なのは、市場シェアに極端な差のない競争的な市場でのみ成り立つ理屈だ。それぞれの地域で、総括原価と地域独占に守られた体制下で電源と顧客を囲い込み、圧倒的な支配的事業者のいる市場構造では正当化できない。

そもそもシェアの格差が小さかったとしても、200の発電機を20社で保有しているケースと5社で保有しているケースでは、同じ値差でも各社が自主的に備える予備力の総計が変わる。しかし本来系統全体に必要な予備力が2つで大きく異なるわけではない。そもそも必要な予備力は系統全体の視点で確保し、それを個々の事業者に安易に囲い込ませず市場メカニズムなどを使って効率的に利用すべきで、値差によって無理に歪んだ誘因を与えて確保させるのが効率的か考えるべきだ。

インバランスの余剰と不足の値差は、人為的な規模の経済性のデメリッ

トと、予備力確保の誘因を与え安定供給に資するメリットのトレードオフとの整理は不適切だ。予備力確保の手段がこれだけなら正しいかもしれないが、容量メカニズムをはじめとして、供給力確保の誘因を与え、系統全体に必要な予備力を確保する手段は期間に応じて多くある。まして自由化後10年以上も9割超のシェアを維持した極端な支配的事業者が存在し、規制なき独占の恐れの高い日本で強力な人為的な規模の経済性を維持する弊害は、諸外国に比べて遥かに大きい。一般電気事業者は安定供給を口実に規模の経済性を死守しようとするだろうが、衣の下の鎧を見るべきだ。

（競争環境整備で後退も）

今回の制度改革で、計画値同時同量により消費側と発電側の責任が明確化され、3%で不連続に変わる料金体系が廃止され、需給を反映した精算価格になるなど一定の改革は進むだろう。需給を反映した精算料金は安定供給上も効率性の観点からも改善である。一方、これは特に小規模事業者の（支払額の期待値が一定でも）リスクを増大させる、大規模事業者に比して小規模事業者に不利な変更でもある。この上さらに小規模事業者の支払額の期待値まで大きくさせる制度を存続させれば、競争環境整備を後退させかねない。詳細制度設計もここが正念場だ。